

2026年6月25日

変更理由書

一般社団法人 日本音楽著作権協会

管理委託契約約款を変更する理由は、以下のとおりです。

1 変更の内容

(1) 35条、37条及び38条関係

ア 音楽出版者が「機能停止」に至ったとき(※1)は、当該音楽出版者の信託が終了することとし、著作者(ノンメンバー著作者を含みます。)に使用料等を直接帰属させる制度を導入します。

※1 JASRACによる合理的な調査の結果、活動を既に停止しており、又は停止することが避けられず、かつ、再開する見込みもないと認められるに至ったときをいいます。

イ これは、「機能停止」に至った音楽出版者(解散しているものを含みます。)が著作者への再分配や著作物の利用開発を行うことは期待できないことから、著作者に使用料等を直接帰属させることによって、著作者の保護を図ることを目的とするものです。

ウ 本制度の導入に当たっては、次の点に配慮して、コーポレートサイト(JASRACの公式ウェブサイト)に本制度の対象となった音楽出版者一覧を掲載する等の対応を行います。

- ① 本制度の対象となった音楽出版者の共同出版者や業務代行者が、当該音楽出版者の信託が終了したことを知ることができるようにしておく必要がある。
- ② 本制度によって使用料等を直接帰属させる著作者がノンメンバーの場合、JASRACでは連絡先や送金先口座等の情報を有していないため、当該ノンメンバー著作者が自らJASRACに申し出ることができるようにしておく必要がある。

(2) 24条関係(収支差額に関する規定の微修正)

一般会計の決算において収支差額金(※2)を算定する際に経常外の収益・費用も算入することにする(※3)など、収支差額に関する規定の細部を整備します。

※2 一般会計(JASRACの固有財産を経理するための会計)における収益が費用を上回った場合には、その差額を「収支差額金」として信託会計(使用料等を経理するための会計)の原使用料に繰り入れて翌年度に受益者に分配しています。

※3 これまで、経常外の収益・費用(通常の事業活動以外の要因により生じる

一時的な収益・費用)として計上すべきものが生じた例がなかったことから、収支差額の計算においては経常収益・経常費用のみを算入することを規定していました。しかし、会計基準及び一般会計の予算総則上、正味財産の増減要因である収支差額は経常外の収益・費用も含めて算定することとされているため、それに合わせて経常外の収益・費用も算入する規定に改めます。

2 施行期日（附則）

施行期日は、2027年1月1日とし、変更後の第24条の規定は、2026年度決算から適用します。